C　当該道県がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは0.05とする。

D　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（令和７年３月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

E　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（令和７年３月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

F　当該道県がEに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とする。

G　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの（令和７年３月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

H　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの（令和７年３月31日までの間に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

I　当該道県がHに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とする。

J　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの（令和７年４月１日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

K　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの（令和７年４月１日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

L　当該道県がKに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは0.05とし、当該率が0.005に満たないときは0.005とする。

M　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（令和７年４月１日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

N　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（令和７年４月１日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

O　当該道県がNに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とし、当該率が0.004に満たないときは0.004とする。

P　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの（令和７年４月１日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Q　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの（令和７年４月１日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

R　当該道県がQに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とし、当該率が0.003に満たないときは0.003とする。

S　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

T　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

U　当該道県がTに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは0.05とし、当該率が0.0125に満たないときは0.0125とする。

V　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

W　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

X　当該道県がWに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは0.04とし、当該率が0.01に満たないときは0.01とする。

Y　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Z　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

ＡＡ　当該道県がZに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは0.03とし、当該率が0.0075に満たないときは0.0075とする。

ＡＢ　福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの（福島復興再生特別措置法施行規則（平成24年復興庁令第３号）第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）